

【瑞浪市子ども子育て支援事業計画 中間見直しに係る変更概要】

○変更期日 平成30年4月1日

○変更箇所、変更理由及び変更内容一覧

変更箇所	変更理由及び変更内容
P42 特定教育・保育施設	今後の方向性について、3号認定のニーズが高くなってきていることから小規模保育事業の参入を促し、地域のニーズに応じた定員変更を行う旨に変更する。
P44 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその時期	10%の乖離があるなど実績値に応じた量の見込数値とする。 教育保育施設の定員変更、地域型保育施設の開設（31年度開設予定を含む）、認可外保育施設の閉園、による確保方策（提供量）を変更する。
P45 延長保育事業	10%の乖離があるため実績値に応じた量の見込数値、提供量とする。 実施箇所が1ヵ所増えるため確保方策を変更する。
P47 放課後児童健全育成事業	登録者の増加したことにより実績値に応じた量の見込数値とする。
P47 子育て短期支援事業	見込が過剰であったため変更する。 平成29年度より児童養護施設1ヵ所で実施することとなったことによる確保方策を変更する。
P48 地域子育て支援拠点事業	他に児童支援施設が増えたことにより量の見込み値を減ずる。 イベント開催時に安全面を考慮した利用人数の見直しにより提供量を変更する。
P50 保育所等における一時預かり事業	見込が過剰であったため変更する。 2ヵ所の保育園で事業を開始した（する）ことにより提供量を変更する。
P51 病児病後児保育事業	10%の乖離があるため実績値に応じた量の見込数値とする。 提供量の表現を日数から1日に可能な受け入れ人数に変更した
P52 ファミリー・サポート・センター事業	10%の乖離があるため実績値に応じた量の見込数値・提供数値とする。
P54 妊婦健康診査	10%の乖離があるため実績値に応じた量の見込数値とする。